

## 5. 交通バリアフリーの実現に向けて

本基本構想は交通バリアフリー法に基づいて、重点整備地区におけるバリアフリーの推進を目的として策定されたものであり、今後、この基本構想に即して、バリアフリーの実現に向けて取り組むものとする。

### 1) 関係事業者や行政機関の連携、協調に優れたバリアフリー体制の確立

バリアフリーの各事業を重点的かつ、一体的に実施していくためには、関係行政機関と公共交通事業者の連携と協調が不可欠であり、継続的な協議に基づき事業の調整等を図りながら、各事業段階においては最も効果的な事業のあり方を検討し、バリアフリーの推進に努めるものとする。このためには、各事業の取りまとめや調整を行う行政（交通政策）を中心とするバリアフリーの推進会議等の設置が必要であり、そこにおいて、各事業者間の連絡、協議、調整等や事業評価、進捗管理等を行うこととする。

### 2) 高齢者、身体障害者等、及び市民の参画と協働による事業の実施

基本構想策定を受けて、各事業者（公共交通事業者、道路管理者、公安委員会）は、基本構想に即したそれぞれの特定事業計画を作成し事業を実施するものとする。その事業計画においては、基本構想における整備方針「魅力あるまちづくりを担う、だれもが使いやすく、人にやさしいバリアフリー化推進」のもとに、高齢者、身体障害者等及び市民の意見や意向の反映に努め、利用者の身になって、事業計画の作成に当たるものとする。また、バリアフリーの実施が都市の機能を充実させ、魅力的なまちづくりに寄与するように、優れたバリアフリーの整備を行うものとする。

### 3) ソフト面（心）のバリアフリー化推進

本基本構想におけるバリアフリーのハード事業の実施と同時に「だれもが気軽に高齢者、身体障害者等に声をかけ、介助ができる環境づくり」「公共交通や道路施設を利用する高齢者、身体障害者等のことを常に思いやる環境づくり」など、いわゆる心のバリアフリー化の推進に努めるものとする。

具体的には以下の項目等について関係機関と連携を図りながら、推進を図っていくものとする。

- 鉄道、バス、電車の乗務員等の高齢者、身体障害者等への適切で親切な対応のための教育訓練の充実
- 放置自転車、商品陳列、看板配置など道路利用者のマナー改善の啓発活動や指導・教育の充実
- 公共交通利用者の車内でのモラル向上のための啓発活動や指導・教育の充実

#### 4) 重点整備地区以外での取り組み

重点整備地区として選定を見合せた地区のバリアフリーの整備については、高齢者、身体障害者等からのニーズも高く、今後の検討課題として、関係行政機関と公共交通事業者との協議において、出来るところから改善を図っていくことが大切である。また、重点整備候補6地区以外のバリアフリーの整備についても、来るべき高齢化社会に対応したバリアフリー化の推進を可能な限り図っていくことが望まれる。